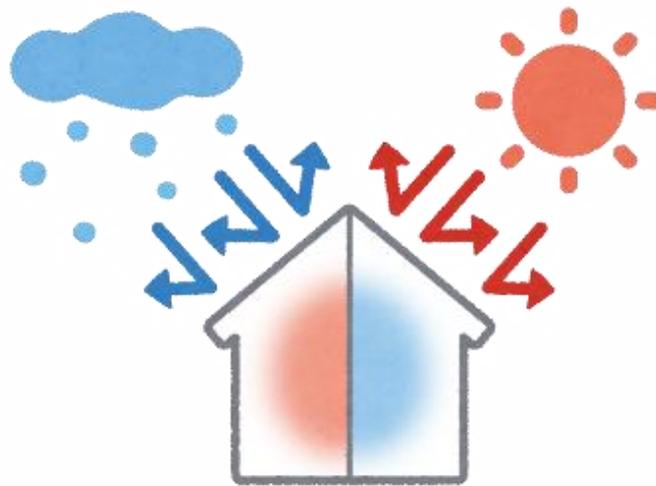


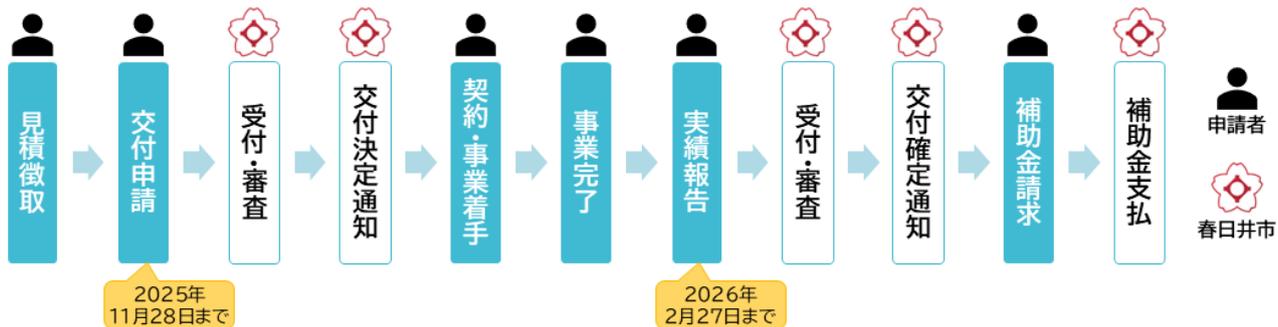
住宅省エネ改修費 補助制度の手引き

2050年カーボンニュートラル実現に向け、既存住宅における窓・屋根等の断熱改修や省エネ機器の導入により既存住宅の省エネルギー化を推進するため、省エネ基準ⁱやZEH(ゼッチ)水準ⁱⁱへの適合を図る改修工事費等の一部を補助します。

**期間**

2025年5月20日(火)~2026年2月27日(金)

交付申請提出期限:2025年11月28日(金)

<手続きの流れ>

- ※ 交付決定通知前に契約・事業着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ※ 交付申請は、事業着手予定日の30日前までに申請してください。

<問合せ・申込み先>

春日井市 環境部 環境政策課 環境推進担当

【住所】〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 (春日井市役所3階)

【電話】(0568)85-6216

【E-mail】kansei@city.kasugai.lg.jp春日井市住宅省エネ
改修費補助制度

目次

1	期間	1
2	対象住宅	1
3	補助対象者（申請者）	1
4	補助対象事業	1
	(1) 補助対象事業	1
	(2) 補助要件	2
	(3) 補助対象事業費	4
5	補助率・補助上限額	5
6	申請手続き	6
	(1) 手続きの流れ	6
	(2) 交付申請について	6
	(3) 変更申請について	8
	(4) 完了実績報告について	8
	(5) 補助金額確定について	10
	(6) 請求書の提出について	10
7	その他留意事項	10
	(1) 他の補助金との関係	10
8	記入例	11
	(1) 第1号様式 補助金交付申請書	11
	(2) 別紙1(第1号様式) 確認書	13
	(3) 別紙2(第1号様式) 内訳書(省エネ基準相当)	14
	(4) 別紙3(第1号様式) 内訳書(ZEH水準相当)	15
	(5) 別紙4(第1号様式) 現況写真	16
	(6) 参考様式1 仕様確認書	18
	(7) 参考様式2 耐震性能証明書	19
	(8) 参考様式3 省エネ改修工事承諾書等	20
	(9) 第7号様式 補助金完了実績報告書	21
	(10) 別紙1(第7号様式) 工事写真	22
	(11) 別紙2(第7号様式) 施工チェックリスト	23
	(12) 参考様式4 構造安全性能証明書	24
	(13) 第9号様式 請求書	25
9	用語説明	26

1 期間

2025年5月20日(火)から2026年2月27日(金)まで

- ・ 交付申請提出期限:2025年11月28日(金)
 - ※ 補助金の交付は予算の範囲内で先着順に行います。
 - ※ 補助金の交付決定後に契約・事業着手してください。
- ・ 実績報告提出期限:2026年2月27日(金)

2 対象住宅

春日井市内にある民間の既存住宅

- ・ 一戸建て住宅
- ・ 共同住宅等:長屋または共同住宅
 - ※ 店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。なお、店舗等の部分は対象外。

3 補助対象者(申請者)

対象住宅の所有者または管理組合ⁱⁱⁱ

- ※ 管理組合が申請する場合、一申請で複数住戸についての申請が可能。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要。
- ※ 共同住宅等の区分所有者が共用部分(住戸の窓・ドア等)の改修を行う場合、管理組合の承諾が必要な場合がある。

4 補助対象事業

(1) 補助対象事業

補助金の交付は、同一敷地内において1回限りとなります。

	事業	内容
省エネ設計・改修	省エネ設計	省エネ改修を目的とした調査・設計・計画
	省エネ改修	対象建物を省エネ基準またはZEH水準に適合させる改修工事
	全体改修	・ 省エネ基準適合 ・ ZEH水準適合
	部分改修	・ 省エネ基準適合 ・ ZEH水準適合

(2) 補助要件

事業		要件	
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>補助金の交付決定後に契約・事業着手すること</u> ・ <u>事業完了の日から 30 日以内に実績報告書を提出すること</u> (最終提出期限:2026年2月27日(金)) ・ 現状 ZEH 水準を満たしていないこと※¹ ・ <u>原則、昭和 56 年(1981 年) 6月1日以降に着工された住宅であること</u>※² 	
省エネ設計・改修	省エネ設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ改修と併せて行うこと(省エネ設計のみは対象外) ・ 省エネ改修補助を申請する際に必須ではない 	
	省エネ改修	全体改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修後の住宅が省エネ基準または ZEH 水準に適合することについて、BELS^{IV}等の第三者機関による評価・認証を受けていること(取得予定を含む)
		部分改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>開口部(窓・ドア)または躯体等(外壁・屋根・天井・床)の断熱改修工事を含む工事を行うこと</u>
			<ul style="list-style-type: none"> ・ カタログ等により、省エネ基準または ZEH 水準への適合が確認できること

※¹ 現状、省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあつては、ZEH 水準を満たすための改修工事に限る

※² 昭和 56 年5月 31 日以前に着工したもののうち、耐震診断により構造安全性が確かめられたもの、または省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うものは、この限りではない

ア 省エネ改修工事

(ア) 開口部(窓、ドア)の断熱改修工事

区分	仕様
省エネ基準	開口部の熱貫流率が <u>省エネ基準の仕様基準^{vi}</u> に適合すること(以下のいずれかに該当すること) ①「 <u>子育てエコホーム支援事業^{vi}</u> 」または「 <u>子育てグリーン住宅支援事業^{vii}</u> 」において開口部の改修(「断熱等」の機能を有するものに限る。)に型番登録された建材であること ②カタログ等により、 <u>省エネ基準の仕様基準</u> (熱貫流率)への適合が確認できること
ZEH 水準	開口部の熱貫流率が <u>ZEH 水準の仕様基準^{viii}</u> に適合すること(以下のいずれかに該当すること) ①「 <u>子育てエコホーム支援事業</u> 」または「 <u>子育てグリーン住宅支援事業</u> 」において開口部の改修(「断熱等」の機能を有する者に限る。)に型番登録された建材のうち、一戸建ての住宅においては性能区分B以上、共同住宅等においては性能区分C以上であること ②カタログ等により、 <u>ZEH 水準の仕様基準</u> (熱貫流率)への適合が確認できること

(イ) 躯体等(外壁、屋根、天井または床)の断熱改修工事

区分	仕様
省エネ基準	以下のいずれかに該当する断熱材であつて、熱抵抗等が <u>省エネ基準の仕様基準</u> に適合すること ①「 <u>子育てエコホーム支援事業</u> 」または「 <u>子育てグリーン住宅支援事業</u> 」において登録されている建材であること ②カタログ等により、 <u>省エネ基準の仕様基準</u> (熱抵抗等)への適合が確認できること
ZEH 水準	以下のいずれかに該当する断熱材であつて、熱抵抗等が <u>ZEH 水準の仕様基準</u> に適合すること ①「 <u>子育てエコホーム支援事業</u> 」または「 <u>子育てグリーン住宅支援事業</u> 」において登録されている建材であること ②カタログ等により、 <u>ZEH 水準の仕様基準</u> (熱抵抗等)への適合が確認できること

(ウ) 設備(高効率給湯器等)の効率化に係る工事

設備種別※1		省エネ基準	ZEH水準	仕様・備考
太陽熱利用システム		○	○	・ 強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
節水型トイレ	掃除しやすい機能なし	○	○	<p>「子育てエコホーム支援事業」または「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により右記の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」または JIS A5207:2019 または JIS A5207:2022 に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ 上記の仕様に加え、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 総高さ 700mm 以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット(造作されたものを除く。)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内を除菌する機能※2 を備えていること。
	掃除しやすい機能あり	○	○	
高断熱浴槽		○	○※3	・ JIS A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器	ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	○	○※4	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS C9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、または年間給湯効率が 3.0 以上であること。 ・ 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7% 以上であること。 ・ 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が 81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6% 以上であること。 ・ 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が 102% 以上であること。
	潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	○	○※4	
	潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)	○	○※4	
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯機)	○	○	
節湯水栓		○	○※5	・ JIS B2061:2023 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
蓄電池		○	○	・ 定置用リチウムイオン蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
燃料電池(エネファーム)		○	○	・ 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション設備		○	○	・ ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準(JIS B8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV 基準)で 80% 以上であること。
LED 照明		○	○	・ 工事を伴うものに限る。

※1 節水型トイレ及び節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。

- ※2 節水型トイレ(掃除しやすい機能を有するもの)における便器ボウル内を除菌する機能については、第三者機関により 99%以上の除菌性能が評価されていることとする。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。
- ※3 高断熱浴槽(ZEH 水準に限る)の設置:次のいずれかに該当すること。
 ・「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかとの2点セット(既設も可)
 ・「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかと節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る)との3点セット(既設も可)
- ※4 高効率給湯器(ハイブリッド給湯機を除く ZEH 水準に限る)の設置:高断熱浴槽と節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る)との3点セットに限る。(既設も可)
- ※5 節湯水栓(ZEH 水準に限る)の設置:浴室シャワー水栓に限る。また、次のいずれかに該当すること。
 ・「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかとの2点セット(既設も可)
 ・高断熱浴槽と「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかとの3点セット(既設も可)

(3) 補助対象事業費

事業		対象事業費 ^{※1}	
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・ BELS 等の評価・認証費用 ・ 国等その他の補助制度を受けた、または受ける予定がある場合、その補助制度の対象経費を除く ・ 消費税を除く 	
省エネ設計		<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ改修とあわせて行う調査・設計・計画の費用 	
省エネ改修	全体改修	省エネ基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部の断熱改修工事の費用 ・ 躯体等(外壁・屋根・天井・床)の断熱改修工事^{※2}の費用 ・ 設備(高効率給湯器等)の効率化工事の費用^{※3} ・ ZEH 水準の全体改修と併せて実施する構造補強工事の費用^{※4} ・ その他必要と認める費用
		ZEH 水準	
	部分改修	省エネ基準	
		ZEH 水準	

- ※1 モデル工事費がある場合は、モデル工事費を上限とする。モデル工事費がない場合は、実際に要した工事費を加算する。
- ※2 **塗装工事は補助対象外。**
- ※3 開口部及び躯体等の断熱改修工事に係る費用の合計額を上限とする。
- ※4 次のいずれかを満たすため、構造補強工事を行う場合に限る。
 ・ 構造計算により構造安全性が確認できるもの
 ・ 令和7年4月に施行した建築基準法における壁量及び小径の基準により構造安全性が確認できるもの

ア モデル工事費

(ア) 開口部(窓、ドア)の断熱改修工事

部位	対象となる改修工事			モデル工事費		
	工事種別	工事規模 ^{※3}		省エネ基準	ZEH 水準	
窓	ガラス交換 ^{※1}	大	1.4m ² 以上	8.8 万円/枚	11.2 万円/枚	
		中	0.8m ² 以上 1.4m ² 未満	6.4 万円/枚	8 万円/枚	
		小	0.1m ² 以上 0.8m ² 未満	2.4 万円/枚	3.2 万円/枚	
	内窓設置 ^{※2} ・ 外窓交換	大	2.8m ² 以上		20 万円/箇所	27.2 万円/箇所
		中	1.6m ² 以上 2.8m ² 未満		16 万円/箇所	21.6 万円/箇所
		小	0.2m ² 以上 1.6m ² 未満		13.6 万円/箇所	17.6 万円/箇所
ドア	ドア交換	大	開戸:1.8m ² 以上	28.8 万円/箇所	39.2 万円/箇所	
			引戸:3.0m ² 以上			
		小	開戸:1.0m ² 以上 1.8m ² 未満	25.6 万円/箇所	34.4 万円/箇所	
			引戸:1.0m ² 以上 3.0m ² 未満			

※1 ガラスの交換は、箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助とする。

※2 内窓交換を含む。

※3 工事規模は、次に掲げる寸法を基準とする。

① ガラス交換:ガラスの寸法

② 内窓設置・外窓交換:内窓または外窓のサッシ枠の枠外寸法

③ ドア交換:開戸または引戸の戸枠の枠外寸法

(イ) 躯体等(外壁、屋根、天井または床)の断熱改修工事

部位	断熱材の区分	断熱材の熱伝導率 (W/m・K)	モデル工事費	
			省エネ基準	ZEH水準
外壁	A～C	0.052～0.035	16.8万円/m ³	22.5万円/m ³
	D～F	0.034以下	25.2万円/m ³	33.8万円/m ³
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	6万円/m ³	8万円/m ³
	D～F	0.034以下	10.2万円/m ³	13.7万円/m ³
床	A～C	0.052～0.035	21万円/m ³	28万円/m ³
	D～F	0.034以下	31.6万円/m ³	42万円/m ³

(ウ) 設備(高効率給湯器等)の効率化工事

設備種別		モデル工事費 (省エネ基準・ZEH水準共通)
太陽熱利用システム		45.2万円/戸
ト イ レ 型	掃除しやすい機能なし	16.8万円/台
	掃除しやすい機能あり	18.4万円/台
高断熱浴槽		43.7万円/戸
高 効 率 給 湯 器	ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	27.9万円/戸
	潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	
	潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)	
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯機)	
節湯水栓		6.3万円/台
蓄電池		51万円/戸

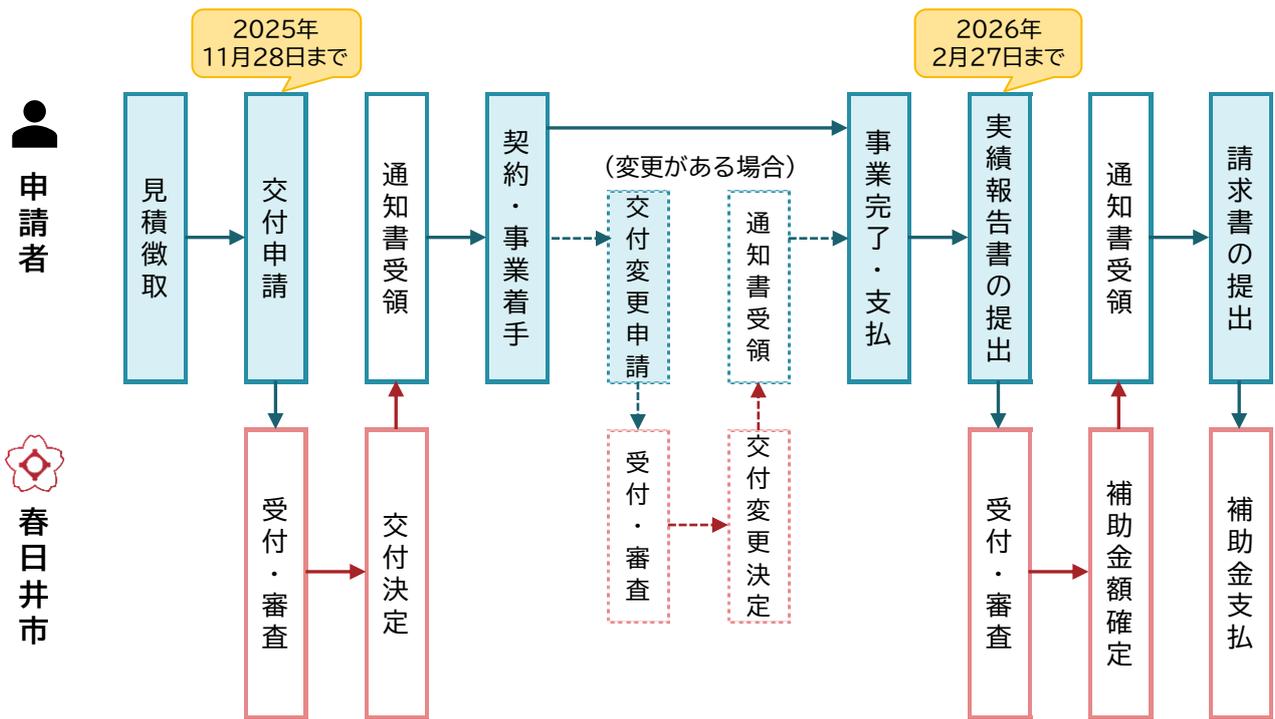
5 補助率・補助上限額

対象事業	補助率	補助上限額
省エネ設計・改修	省エネ基準	5分の2 30万円/戸
	ZEH水準	5分の4 70万円/戸

※ 部分改修で省エネ基準とZEH水準が混在する場合は、省エネ基準の補助率及び補助上限額を適用する。

6 申請手続き

(1) 手続きの流れ



※ 交付決定通知前に契約・事業着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。

※ 交付申請は、事業着手予定日の30日前までに申請してください。

※ 補助金の交付は予算の範囲内で先着順に行います。

(2) 交付申請について

事業着手予定日の30日前までに、補助金交付申請書(第1号様式)に必要書類を添えて提出してください。

ア 提出期限

2025年11月28日(金)【必着】

※ 申請状況によっては、提出期限より前に交付申請の受付を締め切ることがあります。

イ 提出方法

窓口(春日井市役所3階 環境政策課)まで直接ご提出ください。

ウ 提出書類

提出書類	
必須	1 第1号様式 補助金交付申請書
	2 別紙1(第1号様式) 確認書
	3 別紙2(第1号様式) 内訳書、別紙3(第1号様式) 内訳書のいずれか
	4 別紙4(第1号様式) 現況写真
	5 滞納がないことの証明書
	6 住宅の登記事項証明書
	7 位置図
	8 見積書の写し(補助対象事業費とそれ以外の明細がわかるもの)
	9 建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類(建築確認済証の写し、検査済証の写し等)
	10 住戸図面(改修室、改修部位、補助対象建材・設備等がわかる図面)
該当する場合	11 【他の補助制度を利用する場合】 他の補助金等申請書の写し
	12 【申請者が管理組合の場合】 集会の決議を得たことを証する書類
	13 【全体改修の場合】 BELS 評価書等 (申請時点で評価・認証が取得できていない場合、評価申請書類及び添付書類一式)
	14 【部分改修の場合】 建材、設備等の内訳、仕様等が確認できる書類 (参考様式1 仕様確認書、カタログ等)
	15 【昭和56年5月31日以前に着工した建物の場合】 地震に対する安全性が確認できる書類 (参考様式2 耐震性能証明書)
	16 【共同住宅の共有部分(窓・ドア等)を改修する場合】 管理組合の承諾書 (参考様式3 省エネ改修工事承諾書等)

(ア) 内訳書(別紙2、別紙3のいずれか)

- ・ 複数戸まとめて申請する場合、内訳書は住戸ごとに1枚必要です。
- ・ 諸経費等が一括の場合、戸数で按分してください。

(イ) 現況写真(別紙4)

- ・ 施工前の写真(全体)は、施工箇所と併せて周囲の様子を写し、どの部屋の窓か特定できるようにしてください。
- ・ 必ずカーテン、障子、ブラインドなどを開けて撮影し、窓(サッシ)全体が写るように撮影してください。
※ 申請日の3か月以内に撮影したカラー写真としてください。

(ウ) 滞納がないことの証明書

- ・ **直近3か月以内に発行された原本を添付してください。(コピー不可)**
- ・ 市役所2階 市民生活部 収納課にて取得できます。
※ 市外からの転入等により春日井市での課税がなく、「滞納がないことの証明書」が発行できない方は交付申請書提出時にお申し出ください。

(エ) 住宅の登記事項証明書

- ・ **直近3か月以内に発行された原本を添付してください。(コピー不可)**
- ※ 登記情報提供サービスにおいて提供される登記情報は閲覧用のため、住宅の登記事項証明書にはなりません。

(f) 見積書の写し

- ・内訳書(別紙2、別紙3のいずれか)と整合性が図れるように、施工部位ごとの明細を記載してください。

<記載例>

対象事業	数量	工事費	備考
省エネ設計費	一式	〇〇円	
内窓設置 〇〇m ²	2箇所	〇〇円	仕様〇〇〇〇
内窓設置 〇〇m ²	1箇所	〇〇円	仕様〇〇〇〇
壁断熱改修	〇〇m ³	〇〇円	仕様〇〇〇〇
高効率給湯器	1式	〇〇円	仕様〇〇〇〇

- ・複数戸まとめて申請する場合は、住戸ごとの工事内容・工事費がわかるようにしてください。

(g) カタログ等

- ・メーカー、仕様・性能、型番、製品番号、JIS規格等がわかる製品カタログのコピー等を添付してください。該当の品番等を赤線で囲ってください。

(h) 耐震性能証明書

- ・昭和56年5月31日以前に着工した建物について、省エネ設計・改修をする場合に提出してください。すでに建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に照らした耐震診断(国土交通大臣が同等と認めた方法を含む。)により構造安全性が確かめられている、または耐震基準を満たすための改修工事がされている(補助事業完了までに耐震改修工事が完了するものを含む)必要があります。

(i) その他

- ・補助対象工事等について疑義がある場合、追加書類等を求めることがあります。
- ・補助金額等に妥当性が認められない場合、市長が認めた額により補助金を算出します。

(3) 変更申請について

- 交付決定通知書を受領後に、やむを得ず事業内容を変更する場合は、金額の増減に関わらず、本市に対し事前に報告を行い、必要な手続きを確認してください。
- 補助金交付変更申請書(第4号様式)に交付申請の際に添付した書類のうち、変更のある書類を添付して提出してください。

(4) 完了実績報告について

- 事業完了後 30 日以内に、完了実績報告書(第7号様式)に必要書類を添えて提出してください。
- 完了実績報告の内容は、交付申請時に提出した見積書や内訳書に記載されている工事内容、仕様、数量等と合致している必要があります。

ア 提出期限

2026年2月27日(金)【必着】

イ 提出方法

窓口(春日井市役所3階 環境政策課)まで直接ご提出ください。

ウ 提出書類

提出書類	
必須	1 第7号様式 補助金完了実績報告書
	2 別紙2(第1号様式) 内訳書、別紙3(第1号様式) 内訳書のいずれか
	3 請負契約書の写し
	4 支払を証する書類(領収書の写し、送金伝票の写し等)
	5 振込口座の金融機関、預金種別、口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる書類の写し
	6 別紙1(第7号様式) 工事写真 (施工中及び施工後の写真、仕様(メーカー、型番、製造番号)が分かる写真)
	7 別紙2(第7号様式) 施工チェックリスト
	8 出荷証明書、納品書、性能証明書または保証書
該当する場合	9 【全体改修またはBELS評価・認証費用を補助対象経費とした場合】 BELS 評価書の写し
	10 【省エネ設計をした場合】省エネ設計を実施したことが分かる資料
	11 【昭和56年5月31日以前に着工した建物のうち、省エネ改修と併せて耐震改修を実施した場合】地震に対する安全性が確認できる書類(参考様式2 耐震性能証明書)
	12 【ZEH水準の全体改修と併せて構造補強工事を実施した場合】構造安全性能を証明できる書類(参考様式4 構造安全性能証明書)

(ア) 請負契約書の写し

- ・ 工事請負契約書の写しを添付してください。
- ・ 注文書及び請書により請負契約を締結する場合は、注文書及び請書の写しを添付してください。

(イ) 支払を証する書類

- ・ 申請者の名義以外の支払は認められません。
- ・ 但し書きとして、補助対象事業であることがわかるよう、内容を記載してください。
- ・ 支払方法によって提出書類が異なりますので、該当する書類を提出してください。

支払を証する書類	留意事項
領収書の写し	請負者の印があるもの
送金伝票または振込伝票の写し	銀行窓口支払の場合、発行金融機関の印があるもの
ATM利用明細票の写し	ATM支払の場合
振込を証する書類及び通帳の写し	ネットバンキング支払の場合

(ウ) 振込口座の金融機関、預金種別、口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる書類の写し

- ・ 請求書(第9号様式)に記載する申請者名義の口座の預金通帳等の写しを添付してください。

(エ) 工事写真(別紙1)

- ・ **施工中**及び施工後のカラー写真を添付してください。

工事の種類	施工中	施工後
開口部	・ 開口部を撤去した時点の写真 ※ 内窓設置等、撤去しない場合は不要	・ 開口部を設置完了した後の写真
躯体等	・ 仕上材等を撤去し、断熱材を設置している写真	・ 周辺の仕上等を含め、工事が完了した後の写真

設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存設備がある場合、既存設備を撤去した時点の写真 ・ LED照明については、工事施工中の写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備設置後の写真 ・ 型番の拡大写真
----	---	--

(オ) 出荷証明書、納品書、性能証明書または保証書

- ・ 品番または型番、及び数量がわかるものとしてください。

(カ) 省エネ設計を実施したことが分かる資料

- ・ 省エネ設計を実施したことがわかる調査資料や改修設計図、工事計画書等を添付してください。

(キ) 地震に対する安全性が確認できる書類

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅において、同時に耐震改修工事を実施した場合、別途耐震改修工事を実施したことを確認するための書類を提出してください。

(ク) 構造安全性能を証明できる書類

- ・ ZEH 水準の全体改修において、同時に構造安全性を満たすための構造補強工事を実施した場合、別途構造補強工事を実施したことを確認するための書類を提出してください。

(ケ) その他

- ・ 補助対象工事等について疑義がある場合、追加書類等を求めることがあります。

(5) 補助金額確定について

- 完了実績報告について、適正であれば市から補助金額確定通知を行います。
- 補助金額の確定に当たり、必要に応じて住戸の状況、改修工事の実施状況等を確認するため、現場検査を行うことがあります。検査等の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合、または検査の実施を拒まれる場合は、補助金が交付されません。

(6) 請求書の提出について

- 申請者は、補助金額確定通知を受領後、すみやかに請求書(第9号様式)を提出してください。
※ 完了実績報告にあわせて提出することもできます。
- p_9 提出書類「5 振込口座の金融機関、預金種別、口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる書類の写し」に記載された申請者名義の口座を記載してください。

7 その他留意事項

(1) 他の補助金との関係

- 原則、国や県、市の他の補助制度との併用はできません。ただし、本補助制度が対象とする部分が明確に切り分けられる場合に限り、併用することが可能です。
- 以下に例示した国から交付される省エネ改修等に係る補助については、請負工事契約及び工期が別で、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合などに限って、本補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで併用できます。

<例>

- ・ 住宅省エネ2025 キャンペーン(国)
「子育てグリーン住宅支援事業」、「先進的窓リノベ 2025 事業」、「給湯省エネ 2025 事業」
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業(国)

8 記入例

(1) 第1号様式 補助金交付申請書

書類の作成にあたっては、消せるボールペンを使用しないでください。

第1号様式（第7条関係）

補助金交付申請書

提出日を記入 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 春日井市長

必ず記入
該当する場合記入

補助事業者（申請者）

住所 〒 486 - 8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

フリガナ カスガイ ハルヨ
氏名 春日井 春代

法人の場合は、
代表者氏名も記入

※法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名

電話番号 0568-85-6216

メールアドレス kansei@city.kasugai.lg.jp

春日井市民間住宅省エネ改修費補助金交付要綱第7条の規定により、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

1 対象住宅

建築物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て住宅	<input type="checkbox"/> 長屋又は共同住宅	どちらか
	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する場合記入		
	<input type="checkbox"/> 全棟 (全 戸)	<input type="checkbox"/> 一部の住戸 (戸 / 戸)	

2 対象住宅の概要

登記事項証明書の所在欄の地名地番を記入

所在地（地番）	春日井市 鳥居松町5丁目44番		
建物名称			(※共同住宅等の場合)
号室			(※一部の住戸の場合)
所有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 持家	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅	どちらか
規模	地上 2 階	地下 階	
構造	木造		
面積	(全棟) 延べ面積	m ²	(※共同住宅等の場合)
	(対象住宅) 延べ面積	120.0 m ²	
住宅の比率	60.0 %	(※店舗等の用途を兼ねる場合)	
建築時期	平成 ○ 年頃 (築 ○○ 年)		
建築確認取得年月日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日		

3 補助申請内容

改修後 省エネ性能	<input type="checkbox"/> 省エネ基準相当（別紙2）	<input checked="" type="checkbox"/> ZEH水準相当（別紙3）	どちらか
改修範囲	<input type="checkbox"/> 全体改修（省エネ基準又はZEH水準に相当する旨のBELS等の認証の添付あり）	<input checked="" type="checkbox"/> 部分改修（各建材・設備等が仕様規定に適合）	どちらか
工事内容	<input checked="" type="checkbox"/> 既存開口部（窓・ドア）の断熱改修 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置 <input checked="" type="checkbox"/> 高断熱浴槽の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 節湯水栓の設置 <input type="checkbox"/> 燃料電池の設置 <input type="checkbox"/> LED照明の設置 <input type="checkbox"/> 構造補強工事（全体改修とあわせて行う場合に限る）	<input checked="" type="checkbox"/> 躯体等の断熱改修 <input type="checkbox"/> 節水型トイレの設置 <input checked="" type="checkbox"/> 高効率給湯器の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池の設置 <input type="checkbox"/> コージェネレーション設備の設置 <input type="checkbox"/> 省エネ設計	該当するものすべて
補助金等 その他	利用の有無	<input type="checkbox"/> 他の補助金等を利用する	<input checked="" type="checkbox"/> 他の補助金等を利用しない どちらか
	その他補助金等 補助対象事業費	円 (※当該補助対象事業費は除く)	
	その他 補助金等名称	実施主体	

4 工事施工者

事業者名	有限会社●●●●		
担当者名	●● ●●		
事業所在地	〒○○○-○○○●●●県●●●市●●●町○○-○○		
電話番号	○○○○-○○-○○○○	メールアドレス	○○○○@○○○○○○○
工事着手予定日	令和 ○年 ○月 ○日	(※申請日から30日目以降の日付)	
工事完了予定日	令和 ○年 ○月 ○日	(※本年度2月末日までの日付)	

5 手続きに関する問い合わせ先 いずれか

<input type="checkbox"/> 申請者本人（上記「申請者住所等」に同じ）		
<input checked="" type="checkbox"/> 工事施工者（上記「4 工事施工者」と同じ）		
<input type="checkbox"/> その他		
住所	〒	
事業者名		
氏名		
電話番号		メールアドレス

(2) 別紙1(第1号様式) 確認書

別紙1 (第1号様式)

確認書

申請者自ら確認のうえ、次の項目にチェックしてください。

補助要件	
必須	<input checked="" type="checkbox"/> 本申請書の記載内容に虚偽はありません。
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の契約前です。
	<input checked="" type="checkbox"/> 本事業の完了実績報告書を本年度の2月末までに提出します。
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者は、春日井市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係でもありません。
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者以外に対象住宅の共有者がいる場合、共有者全員の同意を得ています。
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業を実施する住宅は、現にZEH水準を満たしていません。
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業を実施する住宅は、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満です。
	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の提出書類に不足がないことを確認しました。
該当時	<input checked="" type="checkbox"/> 設備の効率化に係る補助額は開口部等の断熱化に係る補助額以下となっています。
	<input checked="" type="checkbox"/> 【部分改修の場合】 複数の開口部を改修します。
	<input type="checkbox"/> 【省エネ基準相当への省エネ改修の場合】 省エネ基準に適合していない住宅及び住宅の部分について、改修を行います。
	<input checked="" type="checkbox"/> 【ZEH水準相当への省エネ改修の場合】 省エネ基準に適合していない又は省エネ基準相当の住宅及び住宅の部分について、改修を行います。
	<input type="checkbox"/> 【他の補助金を利用する場合】 補助対象事業費は重複していません。

提出書類	
必須	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号様式 補助金交付申請書
	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙1 確認書
	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙2、別紙3のいずれか 内訳書
	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙4 現況写真等
	<input checked="" type="checkbox"/> 滞納がないことの証明書
	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書
	<input checked="" type="checkbox"/> 位置図
	<input checked="" type="checkbox"/> 見積書の写し（補助対象事業費とそれ以外の明細がわかるもの）
	<input checked="" type="checkbox"/> 建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類（建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等）
	<input checked="" type="checkbox"/> 住戸図面（改修室、改修部位、補助対象建材・設備等がわかる図面）
該当時	<input type="checkbox"/> 【他の補助金制度を利用する場合】 他の補助金等申請書の写し
	<input type="checkbox"/> 【補助事業者が管理組合の場合】 集会の決議を得たことを証する書類
	<input type="checkbox"/> 【全体改修の場合】 BELS評価書等
	<input checked="" type="checkbox"/> 【部分改修の場合】 建材、設備等の内訳、仕様等が確認できる書類（参考様式1 仕様確認書、カタログ等）
<input type="checkbox"/> 【昭和56年5月31日以前に着工した建物の場合】 地震に対する安全性が確認できる書類（参考様式2 耐震性能証明書）	
<input type="checkbox"/> 【共同住宅の共有部分（窓・ドア等）を改修する場合】 管理組合の承諾書（参考様式3 省エネ改修工事承諾書等）	

※ 証明書は、直近3か月以内に発行されたもの（コピー不可）

(3) 別紙2(第1号様式) 内訳書(省エネ基準相当)

別紙2(第1号様式)

該当する色付きセルを記入

内訳書(省エネ基準相当)

対象建物		戸建住宅		改修の範囲		部分改修		補助率		2/5		
A 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事	既存開口部の断熱改修	ガラス交換	大	枚		88,000	円/枚		円		円	
			中	枚		64,000	円/枚		円		円	
			小	枚					円		円	
		内窓設置	大	箇所	1		200,000	円/箇所	200,000	円	200,000	円
			中	箇所	1		160,000	円/箇所	160,000	円	100,000	円
			小	箇所			136,000	円/箇所		円		円
		外窓交換	大							円		円
			中							円		円
			小	箇所			136,000	円/箇所		円		円
		ドア	大	箇所			288,000	円/箇所		円		円
	小		箇所			256,000	円/箇所		円		円	
	既存外壁、屋根・天井、床の断熱(断熱材の区分に応じた欄に、使用量を記載してください。)	外壁	A-C			168,000	円/㎡		円		円	
			D-F						円		円	
		屋根・天井	A-C							円		円
			D-F	m ³			102,000	円/m ³		円		円
床		A-C	m ³			210,000	円/m ³		円		円	
		D-F	m ³			316,000	円/m ³		円		円	
Aの小計(①)		「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計							300,000	円		
B 設備の効率化に係る工事	太陽熱利用システム		式		452,000	円/戸		円		円		
	節水型トイレ	掃除しやすい機能なし	台		168,000	円/台		円		円		
		掃除しやすい機能あり	台		184,000	円/台		円		円		
	高断熱浴槽	式	1		437,000	円/戸	437,000	円	450,000	円		
	高効率給湯器	式			279,000	円/戸		円		円		
	節湯水栓	台			63,000	円/台		円		円		
	蓄電池	式			510,000	円/戸		円		円		
	燃料電池	台								円		
	コージェネレーション設備	式								円		
	LED照明	式								円		
Bの小計		「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計							437,000	円		
B≦Aに補正(②)									300,000	円		
その他(③)	省エネ設計等に要する費用										円	
	BELS等の評価・認証に係る費用										円	
	諸経費等(諸経費等を別項目としている場合に記入)									3,800	円	
	値引き(値引きを別項目としている場合に記入)									-1,234	円	
補助対象事業費(④)		①+②+③の合計							602,566	円		
補助金額の算定(⑤)		④×補助率(2/5) ※千円未満切り捨て							241,000	円		
上限額(⑥)									300,000	円		
補助申請額		⑤、⑥のいずれか低い額							241,000	円		

※諸経費等、値引きの項目に記載する金額は、全体工事費に占める補助対象工事費の率で按分した金額となります。
 ※消費税は補助対象工事費用に含まれませんので、補助申請額の算定には消費税を除く金額を記入してください。

(4) 別紙3(第1号様式) 内訳書 (ZEH水準相当)

別紙3 (第1号様式)

該当する色付きセルを記入

内訳書 (ZEH水準相当)

対象建物	戸建住宅		改修の範囲	部分改修		補助率	4/5	
補助対象工事	数量		単価	モデル工事による工事費(小計)		実際の工事費		
A 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事	既存開口部の断熱改修	ガラス交換	大		枚	112,000 円/枚		円
			中		枚	80,000 円/枚		円
			小		枚			円
		内窓設置	大	1	箇所	272,000 円/箇所	272,000 円	200,000 円
			中	1	箇所	216,000 円/箇所	216,000 円	100,000 円
			小		箇所	176,000 円/箇所		円
		外窓交換	大					円
			中					円
			小		箇所	176,000 円/箇所		円
	ドア	大		箇所	392,000 円/箇所		円	
		小		箇所	344,000 円/箇所		円	
	既存外壁、屋根・天井、床の断熱(断熱材の区分に応じた欄に、使用量を記載してください。)	外壁	A-C	2.2	m ³	225,000 円/m ³	495,000 円	450,000 円
			D-F					円
		屋根・天井	A-C					円
D-F				m ³	137,000 円/m ³		円	
床	A-C		m ³	280,000 円/m ³		円		
	D-F		m ³	420,000 円/m ³		円		
Aの小計(①)		「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計				750,000 円		
B 設備の効率化に係る工事	太陽熱利用システム			式	452,000 円/式		円	
	節水型トイレ	掃除しやすい機能なし		台	168,000 円/台		円	
		掃除しやすい機能あり		台	184,000 円/台		円	
	高断熱浴槽	1	式	437,000 円/式	437,000 円	400,000 円		
	高効率給湯器	1	式	279,000 円/式	279,000 円	600,000 円		
	節湯水栓	1	台	63,000 円/台	63,000 円	50,000 円		
	蓄電池	1	式	510,000 円/式	510,000 円	2,000,000 円		
	燃料電池		台					
	コージェネレーション設備		式					
	LED照明		式					
Bの小計		「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計				1,239,000 円		
B ≤ Aに補正(②)						750,000 円		
その他(③)	省エネ設計等に要する費用						円	
	BELS等の評価・認証に係る費用						円	
	重量化に伴う構造補強工事(全体改修の場合のみ対象)						円	
	諸経費等(諸経費等を別項目としている場合に記入)						4,200 円	
	値引き(値引きを別項目としている場合に記入)						-567 円	
補助対象事業費(④)		①+②+③の合計				1,503,633 円		
補助金額の算定(⑤)		④×補助率(4/5) ※千円未満切り捨て				1,202,000 円		
上限額(⑥)						700,000 円		
補助申請額		⑤、⑥のいずれか低い額				700,000 円		

※諸経費等、値引きの項目に記載する金額は、全体工事費に占める補助対象工事費の率で按分した金額となります。
 ※消費税は補助対象工事費用に含まれませんので、補助申請額の算定には消費税を除く金額を記入してください。

(5) 別紙4(第1号様式) 現況写真

別紙4 (第1号様式)

現況写真

1 工事着手前の外観写真

対象建物の全体が分かる写真を貼り付けてください。

※申請日の3か月以内に撮影した写真

撮影日： 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

建物全体が写ったカラー写真を添付してください。

外観写真

現像またはプリントアウトしたものをのりで貼り付けるか、
データ上に、画像データを貼り付けてください。

2 工事着手前の施工箇所の写真

- ・1住戸ごと、施工箇所ごとに1枚作成してください。必要に応じてシートを追加してください。
- ・補助対象工事を行う予定の箇所ごとに、工事前の状況が確認できる現況写真を貼り付けてください。

部屋番号
(共同住宅等の場合)

工事種別	開口部の断熱改修工事
施工箇所	居間

工事前の写真（全体/部分）

（撮影日： 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ）

- ・添付する写真は1シートにつき、1～4枚程度としてください(縦横どちらでも可)。
- ・それぞれの工事種別について、改修予定箇所がわかるようにしてください。
- ・カラー写真を添付してください。

施工前の写真（全体）

現像またはプリントアウトしたものをのりで貼り付けるか、
データ上に、画像データを貼り付けてください。

施工前の写真（部分）

現像またはプリントアウトしたものをのりで貼り付けるか、
データ上に、画像データを貼り付けてください。

(6) 参考様式1 仕様確認書

参考様式1

仕様確認書 (部分改修を行う場合に記入してください。)

開口部 (窓及びドア)

番号 (図面と対応)	工事種別	規模			メーカー名	使用する製品		備考
		高さ (m)	幅 (m)	面積 (㎡)		製品名	製品型番	
窓①	内窓設置	2.2	1.8	3.96	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	〇〇	子育てグリーン/住宅支援事業に登録 「断熱等」の性能区分B
窓②	内窓設置	1.3	1.8	2.34	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	〇〇	子育てグリーン/住宅支援事業に登録 「断熱等」の性能区分A

※ 製品のカタログ等を添付すること。建材登録されている製品の場合は、備考欄に登録内容を記載すること。
 ※ 行が不足する場合は、適宜挿入して下さい。以下同じ。

断熱材

番号 (図面と対応)	断熱材の 使用部位	断熱材の 区分 (A-F)	規模		熱伝導率 (W/(m·K))	熱抵抗 (㎡·K/W)	使用する製品		備考
			面積 (㎡)	厚み (mm)			メーカー名	製品名	
外壁①	外壁	D	11	170	0.038	4.5	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	子育てグリーン/住宅支援事業に登録 カタログよりZEH水準適合

※ 製品のカタログ等を添付すること。建材登録されている製品の場合は、備考欄に登録内容を記載すること。

設備機器

番号 (図面と対応)	設備種別	使用する製品		備考
		メーカー名	製品名	
①	高断熱浴槽	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	子育てグリーン/住宅支援事業に登録
②	高効率給湯器	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	子育てグリーン/住宅支援事業に登録
③	節湯水栓	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	子育てグリーン/住宅支援事業に登録

※ 製品のカタログ等を添付すること。設備登録されている製品の場合は、備考欄に登録内容を記載すること。

(7) 参考様式2 耐震性能証明書

参考様式2

(対象建物が昭和56年5月31日以前に着工した建築物を省エネ改修する場合に記入してください。)

耐震性能証明書

建物名称 :

所在地 :

規模 : 地下 階、地上 階、塔屋 階

構造種別 : (木造・鉄筋コンクリート・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造)
※該当する構造種別を囲んでください。

既に地震に対する安全性に係る規定に適合することが確認されている場合

上記建物の耐震性能については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の「（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、所要の耐震性能を有していることを証明します。

なお、故意又は過失による虚偽の証明、未確認での証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となることを十分に理解したうえで、証明したことを確認します。

耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施する場合

上記建物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の「（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、所要の耐震性能を有する工事を春日井市住宅省エネ改修費補助金交付要綱に基づく補助事業と同時期に実施します。

なお、完了実績報告時に、耐震性能を有した旨を別途証明します。

令和 年 月 日

(一級・二級・木造) 建築士登録番号

建築士の氏名 ※1

建築士の連絡先 ※2

建築士事務所名

知事登録 号

所在地

連絡先

※1 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明し、建築士免許書又は建築士登録証明書の写しを添付してください。

※2 携帯電話等、日中連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。

(8) 参考様式3 省エネ改修工事承諾書等

参考様式3

(宛先) 春日井市長

令和 年 月 日
補助事業者名

省エネ改修工事承諾書等

春日井市住宅省エネ改修費補助金交付要綱第7条第1項に基づき申請する春日井市住宅省エネ改修促進事業補助金について、次のとおり管理組合の承諾を得ています。

また、当該改修工事等により問題が生じた場合は、私の責任において工事の変更又は原状回復をし、管理組合には一切の迷惑をかけません。

- 1 対象住宅 建物名称
部屋番号・家屋番号
(共同住宅等の場合)
- 2 工事内容
- 3 工事予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 4 工事施工者 名称
住所
電話番号
担当者
- 5 添付書類

承諾書

補助事業者(申請者)を記入

令和 年 月 日

様

貴殿より申し出のありました省エネ改修工事を承諾いたします。

管理組合の承諾を得たうえで、
理事長の氏名を記入・押印

役職
氏名 印

(9) 第7号様式 補助金完了実績報告書

第7号様式（第11条関係）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 春日井市長

補助事業者（申請者）

住所 〒 486 - 8686

春日井市鳥居松町5丁目4番地

フリガナ カスガイ ハルヨ

氏名 春日井 春代

※法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名

補助金完了実績報告書

春日井市民間住宅省エネ改修費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、必要書類を添えて次のとおり事業の完了を報告します。

交付決定通知書の右上の日付と番号を記入

- 1 補助金交付決定番号 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 春環第 ○○-○○ 号
 [補助金交付変更決定番号] [令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 春環第 ○○-○○ 号]

2 実施概要

登記事項証明書の所在欄の地名地番を記入

対象住宅の所在地（地番）	春日井市	鳥居松町5丁目4番地			
建物名称					(※共同住宅等の場合)
号室					(※一部の住戸の場合)
対象住戸数 (共同住宅等の場合)	総戸数			戸のうち、対象住戸数	戸
交付決定額又は 交付変更決定額	700,000 円				
契約日	令和 ○ 年	○ 月	○ 日		
事業着手日	令和 ○ 年	○ 月	○ 日		
事業完了日	令和 ○ 年	○ 月	○ 日		

3 添付書類

要綱別表4に基づき必要な書類

(10) 別紙1(第7号様式) 工事写真

別紙1 (第7号様式)

1 住戸ごと、施工箇所ごとに1枚作成してください。必要に応じてシートを追加してください。

工事写真

部屋番号
(共同住宅等の場合)

補助対象工事を実施したことがわかるように撮影した施工中及び施工後の写真を貼り付けてください。

工事種別	開口部の断熱改修工事
施工箇所	居間
施工中の写真 (撮影日：令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日)	
<p>・(開口部)開口部を撤去した時点の写真を添付してください。撤去しない場合は不要です。 ・(躯体等)仕上材等を撤去し、断熱材を設置している写真を添付してください。 ・(設備) 既存設備を撤去した時点の写真を添付してください。撤去しない場合は不要です。</p> <h3>施工中の写真</h3> <p>現像又はプリントアウトしたものをのりで貼り付けるか、データ上に、画像データを貼り付けてください。</p>	
施工後の写真 (撮影日：令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日)	
<p>・(開口部)開口部を設置完了した後の写真を添付してください。 ・(躯体等)周辺の仕上等を含め、工事が完了した後の写真を添付してください。 ・(設備) 設備設置後の写真と、型番の拡大写真を添付してください。</p> <h3>施工後の写真</h3> <p>現像又はプリントアウトしたものをのりで貼り付けるか、データ上に、画像データを貼り付けてください。</p>	

(11) 別紙2(第7号様式) 施工チェックリスト

別紙2 (第7号様式)

施工チェックリスト

1 共通項目

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	施工中・施工後の写真を撮影した。
<input checked="" type="checkbox"/>	使用資材が別表1の基準に適合しているとわかるように写真を撮影した。
<input checked="" type="checkbox"/>	断熱改修を行った開口部について、1箇所ごとに写真を撮影した。

2 天井を改修する場合(天井を改修しない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した。
<input type="checkbox"/>	天井面の断熱材は、防湿フィルムを室内側に施工した。
<input type="checkbox"/>	※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く。 ただし、施工不要理由が分かる資料(カタログ等)を添付すること。
<input type="checkbox"/>	天井は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した。

3 壁・床(基礎)を改修する場合(壁・床(基礎)を改修しない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した。
<input checked="" type="checkbox"/>	防湿フィルムの耳部分は、柱や間柱の見付け面に留めた。
<input checked="" type="checkbox"/>	※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く。 ただし、施工不要理由が分かる資料(カタログ等)を添付すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	外壁と床(基礎)の取り合い部、間仕切り壁と床の取り合い部に気流止めを施工した。
<input checked="" type="checkbox"/>	壁・床(基礎)の施工は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した。

4 設備の効率化工事をする場合(設備の効率化工事をしない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	機器の仕様に適合するよう適切に施工した。
<input checked="" type="checkbox"/>	不可視部分をふさぐ前に施工状況がわかるように写真を撮影した。

上記内容について施工内容等と相違ないことを確認しました。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

事業者名 有限会社●●●●●

担当者名 ●● ●●

(12) 参考様式4 構造安全性能証明書

参考様式4

(ZEH水準の全体改修と併せて、構造補強工事を実施した場合に記入してください。)

構造安全性能証明書

建物名称 :
所在地 :
規模 : 地下 階、地上 階、塔屋 階

上記建物については、以下のいずれかの基準に該当しており、所要の構造安全性能を有していることを証明します。

なお、故意又は過失による虚偽の証明、未確認での証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となることを十分に理解したうえで、証明したことを確認します。

- 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅であること
- 令和7年4月に施行した、建築基準法における壁量及び小径の基準により構造安全性が確かめられた住宅であること（床面積が300㎡以下の場合に限る。）

令和 年 月 日

(一級・二級・木造) 建築士登録番号
建築士の氏名 ※1
建築士の連絡先 ※2
建築士事務所名
知事登録 号
所在地
連絡先

- ※1 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明し、建築士免許書又は建築士登録証明書の写しを添付してください。
- ※2 携帯電話等、日中連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。

(13) 第9号様式 請求書

第9号様式(第13条関係)

請 求 書

提出時に記入するため、日付は記入しない

年 月 日

(宛先) 春日井市長

請求者は「補助金完了実績報告書(第7号様式)」の「補助事業者(申請者)」と一致すること

請 求 者

春日井市鳥居松町5丁目44番地

住 所

氏 名

春日井 春代

下 記 の 金 額 を 請 求 し ま す。

1 件 名 民間住宅省エネ改修費補助金

2 請求金額

					¥	×	×	×	×	×	×	円
--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

・完了実績報告時に提出した「振込口座等が確認できる預金通帳等の写し」と同じ口座を記入
・「請求者」名義であること

金融機関	〇〇〇〇	銀行 信用金庫 農協	預金種別	普通	口座番号	●●●●●●●
	〇〇〇	支店		当座	フリガナ 口座名義人	カスガイ ハルヨ
						春日井 春代

ゆうちょ銀行の場合は、津町に記載されている「振込用の支店名」、「口座番号」を記入
【例】支店名:二一八支店 口座番号:0123456(7桁)

市使用欄

検収日 年 月 日

検収者 印

9 用語説明

i 省エネ基準

一次エネルギー消費量基準(住宅内で消費されるエネルギー量に関する基準)と外皮基準(屋根や外壁などの断熱性能に関する基準)の2つの基準

ii ZEH(ゼッチ)水準

日本住宅性能表示基準の断熱等性能等級5、かつ一次エネルギー消費量等級6(省エネ基準の基準値から20%削減となる)の基準を満たす省エネ性能の水準

iii 管理組合

「区分所有法」第3条若しくは第65条に規定する団体または同法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人

iv BELS

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)における表示すべき事項に関する第三者による評価

v 省エネ基準の仕様基準

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

<https://www.mlit.go.jp/common/001880628.pdf>

vi 子育てエコホーム支援事業

住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る2024年度の国土交通省の事業です。同事業のホームページより、登録建材・設備機器等が確認できます。

<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/reform/>

vii 子育てグリーン住宅支援事業

住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る2025年度の国土交通省及び環境省の事業です。同事業のホームページより、登録建材・設備機器等が確認できます。

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

viii ZEH水準の仕様基準

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

<https://www.mlit.go.jp/common/001880629.pdf>